

【令和6年度】

南風原町建設工事競争入札参加 資格審査（追加）申請書提出要領

【建設工事等関係】

今回は令和6年度のみ追加登録受付となります。
定期申請期間内（R5.2.1～2.28）に申請できなかった事業者等が申請できます。

令和6年度 南風原町建設工事競争入札参加資格審査申請書提出要領（追加）

令和6年度において南風原町が発注する建設工事の入札参加を希望される方は、入札参加資格審査を受けなければなりません。

以下に示す提出要領に基づき審査申請書をご提出ください。

インターネットによる申請で、添付書類は PDF形式で添付して申請してください。

1 入札参加資格要件

次の（１）から（９）を全て満たしていることが入札参加資格の申請要件です。

- （１）申請する業種について、建設業の許可を受けているものであること。
- （２）社会保険（健康保険及び厚生年金）に加入していること。
（個人事業者で従業員が４人以下のため適用が除外されている場合を除く。）
- （３）労働保険（雇用保険及び労災保険）に加入していること。
（従業員が１人もいないため適用が除外されている場合を除く。）
- （４）建設業退職金共済制度に加入していること。
- （５）建設業労働災害防止協会に加入していること。（加入免除されている業種を除く）
※免除業種：タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事
- （６）申請する業種について、審査基準日が令和４年９月３０日以降の経営事項審査を受けているものであること。
- （７）申請時及び名簿登録期間中に南風原町に納付すべき町税、県税並びに国税に滞納がないこと。
- （８）成年被後見人若しくは、被補佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （９）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号の暴力団員又は同条第２号の暴力団若しくは同条第６号の暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

2 入札参加資格審査申請書の申請業種について

建設業許可及び経営事項審査を受けている業種に限ります。

一度、登録した業種については、次回（令和７・８年度）までは追加できません。

ただし、建設業許可事項の更新に伴い業種が削除された場合や経営規模等評価結果通知書の更新に伴う経営事項審査（総合評定値（P点））の削除となった業種については、その業種の名簿登録からも削除となります。

3 留意事項

- （１）次の各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格がありません。また、入札参加資格の認定後に該当することになった場合は、入札参加資格を失います。
 - （イ）当該申請に虚偽の申請をした者、提出書類に虚偽の記載をした者。
 - （ロ）審査のための実態調査や不備書類の要求に応じないとき。
 - （ハ）審査の過程若しくは審査終了後、入札参加資格者として不適当と認められたとき。

- (2) 資格の格付け及び名簿登録が完了しても、経営規模等評価結果通知書の有効期限（審査基準日より1年7ヶ月）が切れた場合には、入札参加資格がないことになります。毎年、経営事項審査を受けた後、県からの経営規模等評価結果通知書の写しをその都度、変更届（様式第2号）と一緒に提出してください。
- (3) 名簿登録の有効期間は、登録の日から令和7年度予定の次回名簿登録日の前日までとします。登録業者名簿については、南風原町ホームページに掲載（5月上旬までに）します。

4 申請の方法

提出方法は、申請者の負担軽減及び行政事務の効率化等を図る為、電子申請（インターネットによる申請）に限らせて頂きます。

添付書類はPDF形式で添付してください。添付書類が期間内に届かない場合は申請が無効となりますので御注意下さい。

- (1) 申請期間 令和6年2月1日【午前10時】～令和6年2月29日【午後5時】まで
（直接のお問い合わせは平日8時30分～17時15分（12時～13時を除く）
（但し、土曜日・日曜日・祝祭日は除きます。）
- (2) 申請手続
①南風原町役場ホームページにて、24時間申請手続が可能です。
②インターネットによる申請では、事前に南風原町役場HPにてID・パスワードを取得し、システム入力を行って下さい。（令和6年1月23日14時より取得可能予定）※前回のパスワードは使用できません。
③添付書類はPDF形式での提出となります。
- (3) データ申請について※かならず、まちづくり振興課までお問い合わせ下さい。
①次のいずれかに当てはまる場合はデータ申請が可能です。
ア 電子申請の受付期間中機器等の障害でやむを得ずシステムを利用できない者。
イ インターネットを利用できる環境にない者。
※申請データの保存媒体はCD-Rを利用して下さい。（返却はできません）
②受付期間最終日の消印日までを有効とします。

(4) 問い合わせ

〒901-1195 沖縄県島尻郡南風原町字兼城686番地
南風原町役場経済建設部 まちづくり振興課
電 話 098-889-4412
FAX 098-889-7657

5 提出書類（全てPDF形式で添付）

※「○」は添付を要するもの、「△」は該当者のみ添付するもの、「-」は添付必要なし。

※町内業者とは南風原町内に本社か営業所がある業者または、代表者が町内に住所を有する業者。

番号	提出書類	町内業者	町外業者	記入要領	備考
1	建設工事競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）	○	○	※商号及び代表者名には必ずフリガナを記入してください。 ※申請者の印は登記印鑑（個人は実印）を押印すること。 ※日付けを記載してください。 ※町内業者は営業所住所や代表者住所の記載もれに注意して下さい。	町様式
2	建設業許可証明書又は通知書	○	○	※申請時に有効期限内にあるもの。 ※更新中の場合は、それを証する書面の写しを提出してください。	写し
3	県へ申請した工事種類別完成工事高 ※直近2年度分	○	○	※県の受付印があること。 ①工事種類別完成工事高（別紙一） →①が提出できない場合は下記②を提出。 ②工事経歴書（様式第2号） →②も提出できない場合は下記③を提出。 ③直前3年の各事業年度における工事施工金額（様式第3号）	写し
4	県税納税証明書 （滞納のない証明でも可） ※直近2年分	○	○	・【法人】・・・法人事業税 ・【個人】・・・個人事業税	写し
5	国税納税証明書	○	○	・法人：様式その3の3 ・個人：様式その3の2 ・電子納税証明書でも「可」	写し
6	建設業労働災害防止協会加入証明書	○	○	※加入免除されている業種は除く。（免除業種）タイル工事、板金工事、内装工事（防音工事を除く）、建具工事（屋外で施工する工事を除く）、熱絶縁工事、さく井工事、消防施設工事。	写し
7	○社会保険料納入証明書 （健康保険・厚生年金保険） ※直近1年分	○	○	管轄する年金事務所 ※健康保険料及び厚生年金保険料の未納がないことを確認できるものを添付 ※組合健康保険等の場合は、当該組合の任意の様式でも可 ※適用除外の場合は、未加入理由書（任意様式）を添付。	写し
7	○労働保険証明書 （労災保険及び雇用保険）	○	○	・労災のみは「不可」 ※労災保険料及び雇用保険料の未納がないことを確認できるものを添付。 ※労働保険概算・確定申告書及び	写し

				保険料納付の領収書でも「可」 ※適用除外の場合は、理由書（任意様式）を添付。	
8	県へ申請した技術職員有資格者名簿及び合格証明書等	○	○	※県の受付印があること。 ※合格証明書又は免許証も添付。 ※(WEB申請書)に入力する技術職員数→1人で同一資格(1級, 2級○施工管理技士)を有する場合は、上位(1級)のみ入力。 ※県外業者→別添Q&Aを参照。	全て写し
9	経営規模等評価結果通知書	○	○	※審査基準日が、 <u>令和4年9月30日</u> 以降のもので最新のものとします。 ※添付した通知書の文字や数字が読み取れること。	写し
10	登記簿謄本(写し)又は身分証明書及び登記されていない証明書の写し ※提出する3ヶ月以内に発行されたもの	○	○	・【法人】・・・履歴事項全部証明書 ・【個人】・・・下記の①と②両方 ①代表者の身分証明書(本籍地の市町村発行) ②登記されていないことの証明書	写し
11	沖縄県入札参加適格合格通知書	○	○	※沖縄県へ登録している事業者のみ	写し
12	印鑑証明書 ※提出する3ヶ月以内に発行されたもの	○	○	【法人】・・・代表者印(会社実印) ※法務局発行 【個人】・・・事業主印(実印) ※市町村発行	写し
13	委任状及び使用印鑑届	△	△	【委任状】支店長等へ契約に関する権限(見積、入札、契約締結等)を 通年委任する場合。 【使用印鑑届】登記印(実印)以外を使用印とする場合に提出。入札、見積り、契約締結等の行為で使用する印鑑になります。登記印(実印)を使用する場合は、提出する必要はありません。	任意様式
14	町税納税状況調査同意書	○	○	・全事業者提出が必要です。 ・日付け記載してください。	町様式
15	町民税納税証明書 (滞納のない証明でも可) ※提出する3ヶ月以内に発行されたもの	○	—	※(対象)町内に本社又は支店等。 【法人】法人町民税、固定資産税、軽自動車税のうち該当するもの。 代表者住所のみ町内→必要なし 【個人】町民税(特別徴収含む)、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税のうち該当するもの。	写し

16	住民票抄本（一般）	○	—	・代表者が南風原町内に在住している場合のみ	写し
17	営業証明書	○	—	・町内に本社又は支店等がある業者 ・証明書住所:南風原町のもの	写し

6 提出書類の注意事項 削除（記入要領に記載しているため）

7 申請以後の変更手続について

入札参加資格審査申請以後に、申請内容に変更があった場合には、入札参加資格申請後の変更届（様式第2号）に必要な書類を添付のうえ速やかに提出してください。（受付印が必要な場合は、変更届（写）と返信用封筒を同封してください。）

*変更届の様式と要領は町のホームページで取得してください。

*変更届はインターネット申請ではできません。

- (1) 変更届（様式第2号）には、必ず入札参加資格申請時の受付番号を記入して下さい。
（R6.5月以降変更届の場合のみ。それ以前は記入必要ありません。）
※受付番号はR6.5月上旬までに南風原町ホームページに掲載される「南風原町入札参加登録業者名簿」にて確認できます。
- (2) 経営事項審査結果通知書の有効期限は1年7ヶ月です。審査終了後の通知書を受け取りましたら、変更届及びA4に縮小した通知書の写しを添付し提出して下さい。経審基準日変更については、毎年変更届を提出することになります。
- (3) 変更届出がなく、南風原町入札参加資格者名簿上、建設業許可及び経営審査の有効期限が切れている場合には指名できませんのでご注意ください。